

## 学会記事

### 本部会議開催報告

- 第112回 平成28年10月30日（日）  
第113回 平成29年1月20日（金）  
第114回 平成29年4月14日（金）

### 各地区研究会開催報告

#### 【関東地区】

- 第430回 平成28年10月14日（金）  
①報告者 吉田貴明会員  
報告題名 州外法人に対する課税とその  
限界  
②報告者 藤間大順会員  
報告題名 ノンリコース債務免除益の所  
得分類—東京地判平成27年5月21日・  
東京高判平成28年2月17日  
第431回 平成28年11月11日（金）  
①報告者 李 昊然会員  
報告題名 国境を越える電子商取引の課  
税問題—日中比較の立場から  
第432回 平成28年12月9日（金）  
①報告者 谷口智紀会員（中四国地区）  
報告題名 脱税行為の認定をめぐる問題  
—白地領収書提供行為にかかる脱税幫  
助行為の認定を中心に  
②報告者 川井和子会員  
報告題名 税法学の新たな展開と租税法  
改正における税理士の役割—市民法学  
の観点より  
第433回 平成29年1月13日（金）

- ①報告者 今村 隆会員  
報告題名 行為計算の否認規定をめぐる  
紛争  
②報告者 遠藤みち会員  
報告題名 配偶者控除改正「配偶者相続  
分見直し」について、今後のあり方

#### 【中部地区】

- 第481回 平成28年10月8日（土）  
①報告者 松井 宏会員  
報告題名 判例研究 判例時報2100号28  
頁～42頁  
②報告者 山本洋一郎会員  
報告題名 税理士、弁護士が調査立会、  
不服申立、税務訴訟で勝てないわけ  
第482回 平成28年11月12日（土）  
①報告者 森田辰彦会員  
報告題名 判例研究 判例時報 2132号  
34頁～40頁  
②報告者 奥谷 健会員（中四国地区）  
報告題名 青色申告制度について  
第483回 平成28年12月10日（土）  
①報告者 吉田典保会員  
報告題名 判例研究  
②報告者 宮本十至子会員（関西地区）  
報告題名 出国課税の動向—日独を中心  
に  
第484回 平成28年1月14日（土）  
①報告者 井川源太郎会員  
報告題名 所得税法34条2項にいう「そ  
の収入を得るために支出した金額」の  
支出の主体  
②報告者 田中 治会員（関西地区）

報告題名 損害賠償金等の非課税所得該当性

第485回 平成29年2月11日(土)

- ①報告者 馬場 陽会員  
報告題名 弁護士法3条と税理士法52条の関係
- ②報告者 本部 勝大会員  
報告題名 アメリカおよびカナダにおける General Anti-Avoidance Rule (GAAR) の生成と展開

③報告者 小林敬和会員  
報告題名 租税犯罪と司法取引

第486回 平成29年4月8日(土)

- ①報告者 伊藤 透会員  
報告題名 判例研究 判例時報2145号
- ②報告者 林 隆一会員  
報告題名 医療法人の出資の評価
- ③報告者 山崎広道会員  
報告題名 処分理由として求められる附記理由の内容

#### 【関西地区】

第495回 平成28年10月15日(土)

- ①報告者 水野正夫会員  
報告題名 移転価格と関税評価の接点(仮題)
- ②報告者 一高龍司会員  
報告題名 法人税法上の減価償却に関する主要な裁判例(昭和63年以降)

第496回 平成28年11月19日(土)

- ①報告者 北野富士和会員  
報告題名 米国連邦税法上の「S法人」をめぐる法的諸問題(仮題) — 「不相当に低額な報酬(Unreasonably Low Compensation)」が争点とされた判例分析をとおして
- ②報告者 小林伸幸会員

報告題名 取壊しを条件とする家屋の取得に係る不動産取得税の取扱いについて—法令に基づかない取扱いが慣習法となり得るかどうかの検討を含めて—

第497回 平成28年12月17日(土)

- ①報告者 前田謙二会員  
報告題名 法人税法における役員退職給与に係る一考察—東京地裁平成27年2月26日判決等を題材として
- ②報告者 谷口勢津夫会員  
報告題名 租税回避の意義と法的評価・規制

第498回 平成29年1月28日(土)

- ①報告者 酒井貴子会員  
報告題名 オーストラリアにおける一般的租税回避否認規定
- ②報告者 八ツ尾順一会員  
報告題名 高齢化社会における税務問題

第499回 平成29年3月25日(土)

- ①報告者 佐藤善恵会員  
報告題名 争訟局面における「時価」—「特別の事情」の分析
- ②報告者 原田裕彦会員  
報告題名 固定資産税という名義人課税方式の根拠とその合憲性(未定稿)—大阪高判平成26年11月7日・未公刊・LEX/DB【文献番号】25505608を契機に

#### 【中四国地区】

第205回 平成28年12月3日(土)

- ①報告者 手塚貴大会員  
報告題名 消費税制の構造と改革—租税法の視点と検討
- ②報告者 兼平裕子会員  
報告題名 英国王室属領の特殊性とEUおよびBEPSの影響 — オフショアタツ

クスヘイブンとして利用されるガーン  
ジーの分析を通して

第206回 平成29年3月18日(土)

- ①報告者 奥谷 健会員  
報告題名 日本版スピンオフ税制の課題

#### 【九州地区】

第383回 平成28年10月1日(土)

- ①報告者 金谷比呂史会員  
報告題名 いわゆる給与所得の意義につ  
いて

- ②報告者 山崎広道会員  
報告題名 理由附記制度において要求さ  
れる附記理由の程度

第384回 平成28年11月5日(土)

- ①報告者 権田和雄会員  
報告題名 公営競艇の臨時職員に対し福  
利厚生団体から支給された退会餞別金  
の所得区分について

- ②報告者 田中晶国会員  
報告題名 違法所得に対する課税につい  
て

第385回 平成28年12月3日(土)

- ①報告者 三木義一会員(関西地区)  
報告題名 最近の税制改正を考える

第386回 平成29年1月7日(土)

- ①報告者 山本洋一郎会員  
報告題名 調査立会・不服申立・訴訟で  
勝つコツ!

第387回 平成29年2月4日(土)

- ①報告者 倉見智亮会員(関西地区)  
報告題名 租税回避の規制方法とその当  
否―課税情報の収集と利用を通じた規  
制を素材として

- ②報告者 丸山隆寛会員  
報告題名 最高裁判所と判例

第388回 平成29年4月1日(土)

- ①報告者 倉見智亮会員(関西地区)  
報告題名 租税回避の規制方法とその当  
否―課税情報の収集と利用を通じた規  
制を素材として

- ②報告者 田中晶国会員  
報告題名 違法所得に対する課税につい  
て

#### 【沖縄地区】

第34回 平成28年12月3日(土)

- 報告者 鈴木和子会員  
報告題名 審査請求事例発表

---

## 会員異動

---

### ◆退会

#### 【関東地区】

足立正喜, 大泉 寛, 岡崎和雄, 小山恵一,  
寺内正夫, 筒井順二, 山下雄次

#### 【関西地区】

小倉康三, 川口和夫, 白井善康

#### 【中四国地区】

足立 匠, 正木眞喜男

#### 【九州地区】

加藤時子, 吉永広和

---

## 第107回大会・総会開催案内

---

### ◆日 時

#### 【第1日目】

平成29年6月10日(土)  
午後0時~午後5時10分

#### 【第2日目】

平成29年6月11日(日)  
午前10時から午後3時35分

◆会 場

大阪大学会館講堂  
大阪府豊中市待兼山町1-13(豊中キャンパス)  
TEL 06-6850-5977

◆日 程

【第1日目】

平成29年6月10日(土)  
午後0時～午後1時30分 役員会  
午後1時30分～午後1時35分 開会の挨拶  
午後1時35分～午後5時10分 研究大会  
午後6時00分～午後7時50分 懇親会(宝塚ホテル)

【第2日目】

平成29年6月11日(日)  
午前10時～午前10時30分 総会  
午前10時30分～午後3時30分 研究大会  
(なお、昼食休憩中に役員会)

---

## 日本税法学会規約

---

### 1 総 則

(名 称)

第1条 本会は、日本税法学会(Japan Tax Jurisprudence Association)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、**京都市左京区高野竹屋町30番地**に置く。

### 2 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、税法学の研究及びその研究者相互の協力を促進し、併せて内外の学会及び諸団体との連絡を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 研究会及び講演会の開催
- 2 機関誌その他図書の刊行
- 3 政府その他への建議
- 4 前3号に掲げるもののほか、理事会が適当と認める事業

### 3 会 員

(会員資格)

第5条 会員となることができる者は、税法学を研究する者、又は税法学に関連する研究に従事する者に限る。

(入 会)

第6条 会員になろうとする者は、会員の紹介により申込み、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、総会の定めるところに従い、入会金を納めるものとする。

(会 費)

第7条 会員は、総会の定めるところに従い、毎年4月30日までに会費を納めるものとする。

2 会費を滞納した者は、理事会において退会したものとみなすことができる。

(名誉会員)

第8条 理事会は、会員中より名誉会員を推薦することができる。

(賛助会員)

第9条 本会の事業を後援しようとするものは、理事会の定めるところに従い、毎年会費を納入し、賛助会員となることができる。

2 賛助会員は、議決権を有しないが、総会及び研究会に出席し発言することができる。

#### 4 機 関

(役 員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

1 理 事 若干名

2 監 事 若干名

2 理事のうち1名を理事長、若干名を常務理事とする。

(役員を選任)

第11条 理事及び監事は、総会において会員のうちよりこれを選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会においてこれを互選する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の役員任期は、前任者の残存期間とする。

(理事長)

第13条 理事長は、本会を代表し、総会及び理事会を招集し、会務を統轄する。

2 理事長に故障があるときは、理事長の指名した常務理事がその職務を代行する。

(常務理事)

第14条 常務理事は、会務を分掌する。

(理 事)

第15条 理事は、理事会を組織し、重要な会務を審議する。

(監 事)

第16条 監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

2 監事は理事長が必要と認めるときは、理事会に出席するものとする。

(顧 問)

第17条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、会員のうちから、理事会がこれ

を選任し、委嘱する。

3 顧問は、理事会の諮問に応ずる。

(総 会)

第18条 理事長は、毎年会員の通常総会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるとき、又は総会員の3分の1以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときは、臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長は、総会に附議すべき事項、会場及び期日を予め会員に通知しなければならない。

(議決権)

第19条 総会の議事は、出席会員の過半数をもってこれを決する。

2 総会に出席しない会員は、書面により、他の出席会員にその議決権の行使を委任することができる。この場合には、これを出席とみなす。

#### 5 会 計

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(決算報告)

第21条 理事長は、翌事業年度の最初に開かれる総会において決算報告をしなければならない。

#### 6 規約の変更

(規約の変更)

第22条 この規約は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成を得なければ、これを変更することができない。

---

## 学会入会申込要領

---

- ◇ 入会希望者は、学会事務所への請求により又は学会ホームページ（<http://zeihogakkai.com/>）から入会申込書を入手することができます。所定の事項を記載の上、学会事務所までご提出下さい。
- ◇ 入会申込書の提出後、次の理事会（年1回開催）で審査を受け、入会を承認されたときは、学会事務所より、郵便振替用紙を送りますから、その上で入会金及び会費を、ご送金下さい。
- ◇ 入会金                    2,000円  
    会費（年額）        10,000円
- ◇ 学会の総会並びに大会は、毎年1回開催します。北海道・東北、関東、中部、関西、中四国、及び九州地区においては、年数回

～10回程度研究会を開催します。

- ◇ 機関誌「税法学」を年2回（5月及び11月）発行し、会員に無料で配付します。
- ◇ 大学学部在生は、入会を認めません。
- ◇ 機関誌「税法学」は、編集委員会（各地区研究委員長及び理事長の指名した者）の下、原則として、各地区研究会での報告及び各地区研究委員長等の審査を経て発行される査読誌です。

---

## 学会事務所所在地

---

〒606-8104 京都市左京区高野竹屋町30  
日本税法学会  
TEL/FAX 075-711-7711  
郵便振替口座 01050-3-20422  
<http://zeihogakkai.com/>